

各位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社 代表者名 代表取締役社長兼最高経営責任者 此下 竜矢 (コード番号 5103 スタンダード市場) 問合せ先 取締役兼最高執行責任者兼 最高財務責任者 庄司 友彦 (TEL. 04-7131-0181)

当社(監査等委員である取締役を除く)取締役の 地位確認等請求訴訟の判決についてのお知らせ

当社は、2022年5月11日付「当社(監査等委員である取締役を除く)取締役の地位確認等請求訴訟の進捗についてのお知らせ」にて、当社の取締役の地位確認を行う訴訟が継続しておりました。

本日が千葉地方裁判所松戸支部で当該訴訟の判決の言い渡しがあり、代理人弁護士から判決の報告を受けましたのでお知らせいたします。

1. 判決のあった裁判所、及び判決日 (裁判所) 千葉地方裁判所 松戸支部 (判決日) 2025年9月26日

2. 判決の内容

本件訴訟では、2021年6月25日(金)に当社第120回定時株主総会において、動議で提案された(監査等委員である取締役を除く)取締役6名(ニコラス・ジェームズ・グロノウ、細野敦、外国人個人2名、個人2名)(以下、「動議対象者」と言います)が取締役であること、並びに当社の現取締役(監査等委員である取締役を除く)4名(此下竜矢、庄司友彦、渡邉正、戸谷雅美)が取締役ではないことの確認を求めて動議対象者から当社に対し訴訟が提起されておりました。

本日の判決では、動議対象者6名が当社の取締役としての権利義務を有する 地位にあること、及び、現取締役(監査等委員である取締役を除く)のうち、 此下竜矢、庄司友彦、渡邉正、戸谷雅美の4名は、当社の取締役及び取締役と しての権利義務を有する地位にないことを確認するとの判決が言い渡されました。

3. 訴訟の経緯

当社は、当社が2021年6月25日に開催した当社第120回定時株主総会※において、当社が提案する(監査等委員である取締役を除く)取締役の選任議案(現

任取締役6名の再任)に対し、株主から取締役6名(ニコラス・ジェームズ・グロノウ、細野敦、外国人個人2名、個人2名。ニコラス・ジェームズ・グロノウ、細野敦以外の2名は現任、残り4名は新任。)を推薦する株主動議が提起されましたが、当該株主総会では取締役の選任を行う為の議決権定足数を満たしていなかったこと、及び動議が不適法と当社が判断したことから、当該動議の採択をしませんでした。

※当該株主総会における株主総会の運営、提起された動議の状況につきまして は、2021年7月15日付「当社監査委員会による第120回定時株主総会における議 決権及び運営に関する調査結果に関するお知らせ」に添付の「調査報告書」に 詳細の記載がありますので合わせてご確認ください。)

2022年4月28日に、動議対象者が当社に対し、動議対象者が当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)であり、此下竜矢、庄司友彦、渡邉正、戸谷雅美4名については当社の取締役でないという内容の取締役の地位確認等請求訴訟の提起をした旨の特別送達を受領いたしましたので、2022年5月11日付「当社(監査等委員である取締役を除く)取締役の地位確認等請求訴訟の進捗についてのお知らせ」において、その内容をご報告しておりました。

改めまして、本日当該訴訟の第一審判決の内容を、当社代理人弁護士から報告を受けましたので、お知らせするものです。

4. 今後の見通し

本日、当該訴訟の判決の言い渡しにより、動議対象者6名が当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)としての権利義務を有する地位にあることであること、並びに此下竜矢、庄司友彦、渡邉正、戸谷雅美が当社の取締役及び取締役としての権利義務を有する地位にないことが確認されましたが、2021年7月15日付「当社監査委員会による第120回定時株主総会における議決権及び運営に関する調査結果に関するお知らせ」に記載の通り、2021年6月25日に開催した当社第120回定時株主総会は、取締役の選任を行う為の議決権定足数を満たしておらず、動議が採択されなかったことは明らかであると当社は判断しておりますので、当社は速やかに控訴を行います。

今後は、当該訴訟の判決が確定するまでは法の定めにしたがい権利義務取締役であります現任取締役が当社の運営を行うこととなります。

当社といたしましては、上場会社の株主総会は、適切なコーポレートガバナンスの元で運営されるべきであると考え、引き続き適切な株主総会運営に努めると共に、当該訴訟についても控訴審で当社の主張を正しく理解していただけるよう最善を尽くしてまいります。

株主の皆様、投資家の皆様には大変ご心配をおかけして誠に申し訳ございませんが何卒ご理解いただけますようよろしくお願い申し上げます。

以上